## SNSをきっかけとした 消費生活トラブルIIO番

を実施します!



**20749-23-0999** 

(相談専用)

## 期間:令和5年12月1日(金)~令和6年1月31日(水)

※土、日曜日、年末年始(12/29~1/3)、祝日(1/8)を除きます
※期間終了後もご相談は随時受け付けます。

相談時間:月~金曜日 午前9時15分~午後4時

対 象:SNS上の広告・表示やSNSで知り合った相手からの勧誘

をきっかけとした契約トラブル等に関する消費生活相談



※滋賀県内在住の消費者の方からの相談をお受けします。

※県外在住の方は消費者ホットライン「188」をご利用ください。

## ←**インターネット消費生活相談**はこちら



おかしいな、 困ったなと思ったら、 すぐご相談ください SNSの広告で定期購入とは知らず、サプリを購入したが、解約したいと連絡したら、最低5回購入が必要で、解約できないと言われた。



SNSで知り合った相手に投資に誘われ、お金を振り込んだ。儲からないからと、返金を求めても、返金できないと言われた。

動画サイトの広告でバッグを購入したが、なりすましの偽サイトだった。キャンセルしたいと連絡しても電話が繋がらない。

【実施主体・問合せ】滋賀県消費生活センター 彦根市元町4-1 TEL:0749-27-2234